

【弘前市防災協力事業所登録制度FAQ】

Q 1 登録するための手続きを教えてください。

A 1 登録を希望する事業所等は、防災協力事業所登録届出書に必要事項を記入のうえ届出していただくことになります。市で内容等を審査し、内容等に問題がなければ名簿に登録されます。

また、審査に必要な場合や、登録していただける事業所については、事業所や提供していただける資機材、物品及び避難所スペース等を参考資料として写真で記録させて頂くことや写真等を届出書に添付していただくことがあります。

登録後に、事業所に対して登録証と掲示用の標識が交付されます。

詳しくは、弘前市総務部防災課 電話 0172-40-7100（防災課直通）まで、御連絡ください。ご希望であれば、担当者が事業所に伺い登録制度の概要や届出書の記入要領について説明いたします。

Q 2 弘前市ホームページで「防災協力事業所」の説明は掲載されていますか。

A 2 弘前市ホームページで「防災協力事業所」を検索して頂ければ、制度の概要、要綱、届出書をご覧になることができます。

Q 3 事業所として、どのような災害時に協力すればよいのですか。

A 3 地震や集中豪雨、台風などによる大規模、広域的な災害や列車事故などの大規模事故を想定しております。

登録した協力項目について事業所の本来の業務に支障のない範囲で、自らの判断で協力をお願いします。

Q 4 「人的な協力」について教えてください。

A 4 「人的な協力」とは、災害発生時に事業所の従業員又は社員が負傷者の搬送や救助活動を地域住民と一緒に行うことです。また、技術者の派遣も含まれます。

Q 5 「物的な協力」について教えてください。

A 5 「物的な協力」とは、災害発生時に毛布・タオル、インスタント食品、飲料水等を被災している地域住民に提供することです。

Q 6 「避難所等の提供」について教えてください。

A 6 「避難所等の提供」とは、災害発生時に一時的な避難所として、事業所の敷地、駐車場、会議室等を地域住民に提供することです。

Q 7 物的協力の中の「資機材の提供」について教えてください。

A 7 「資機材の提供」とは、災害発生時に事業所で所有する、発電機、ショベルカー等の建設機械やジャッキ等を地域で行う防災協力活動に使用することです。

Q 8 人的協力の中の「負傷者の搬送」について教えてください。

A 8 「負傷者の搬送」とは、災害発生直後に地域で負傷者を搬送する手段がない場合に緊急的措置として車両等を使用して、医療機関や応急救護所等に搬送することです。

Q 9 いつでも協力できる体制でなければ、登録できないのでしょうか。

A 9 事業所の自発的かつ可能な範囲での防災協力活動となりますので、協力頂ける時間に制約等はありません。

Q 10 災害時に地域貢献をしたいのですが、資機材や避難所として利用できる敷地等がない場合でも登録できるのでしょうか。

A 10 事業所の従業員数に関係なく、負傷者の搬送や救助作業等を地域住民と協力して実施していただくことで、「人的な協力」として防災協力事業所に登録することが可能です。

Q 11 登録するための条件として、新たに資機材を購入する必要はないのですか。

A 11 登録するための条件として、資機材を購入する等の金銭的な負担は全く必要ありません。

Q 12 登録した場合の活動範囲について教えてください。

A 12 弘前市全域が対象となりますが、活動範囲については、各登録事業所が本来の事業に支障とならない範囲での協力となります。

Q 13 登録後、研修や講習を受ける必要があるのですか。

A 13 登録後、研修や講習を受ける必要はありません。

Q 14 登録後、防災訓練等に参加しなければいけないのですか。

A 14 参加依頼があった場合に業務上、可能であれば参加してください。強制ではありません。

Q 15 登録した場合、事業所にどのようなメリットがあるのですか。

A 15 希望により、弘前市のホームページで事業所名を防災協力事業所として掲載し、広

報させていただきます。

Q16 例えば、「〇〇〇株式会社は弘前市防災協力事業所として登録し、地域に貢献しています。」等の広告や名刺での活用をしてもよいでしょうか。

A16 基本的には広告などをして頂いても結構です。ただし、広告内容等については、事前に相談をお願いします。

Q17 災害が発生した場合、活動する期間を教えてください。

A17 一般的には、災害発生直後から消防や自衛隊等の防災機関が応援に来るまでの期間とお考えください。ただし、強制ではなく、事業所本来の業務に支障とならない期間とします。

Q18 災害時の活動に関する費用については、自己負担となるのでしょうか。

A18 登録制度がボランティア精神に基づくものであることから、原則は事業所の負担となります。

Q19 災害活動中に従業員等が負傷した場合の費用について教えてください。

A19 原則は活動時の費用同様に事業所の負担となります。

Q20 登録後に事業所の所在地や名称等が変わった場合はどうすればよいのでしょうか。

A20 登録の届出同様に変更届で変更部分を届け出させていただくことになります。

Q21 都合により、事業所の登録を取り止める場合はどのようにすればよいのでしょうか。

A21 登録の抹消届出が必要となります。詳しくは防災課に御連絡ください。

Q22 協同組合や協会などが弘前市と協定を既に締結している場合は、その組合や協会などに加入（加盟）している事業所等は登録することができないのでしょうか。

A22 あくまでも本制度は、個々の事業所等を登録単位としていますので、登録し防災協力活動をすることはできます。ただし、いざ災害対応を行うこととなった場合は、協定が優先されることに注意が必要です。

【このFAQに関するお問い合わせ先】

総務部 防災課 防災係

〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町1番地1

TEL 0172-40-7100（防災課直通）

FAX 0172-39-7140